

四日市市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第71号

四日市市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

四日市市公衆浴場法施行細則（平成20年四日市市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(水質基準)</p> <p>第7条 条例第4条第1項第2号イの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 濁度は、<u>5度以下であること</u>。</p> <p>(2) <u>有機物（全有機炭素（TOC）の量をいう。）は、1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること</u>。</p> <p>(3) <u>大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）は、1ミリリットルにつき1個以下であること</u>。</p> <p>(4) レジオネラ属菌は、<u>100ミリリットルにつき10CFU未満であること</u>。</p>	<p>(水質基準)</p> <p>第7条 条例第4条第1項第2号イの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 濁度は、<u>5度を超えないこと</u>。</p> <p>(2) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラムを超えないこと。</p> <p>(3) 大腸菌群は、1ミリリットルにつき<u>一個を超えないこと</u>。</p> <p>(4) レジオネラ属菌は、<u>検出されないこと</u>。</p>
2 (略)	2 (略)

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

四日市市保健所長

申請者

住所（法人にあつては所在地）

〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

生年月日

TEL

FAX

Email

公衆浴場法第2条第1項の規定に基づき下記の通り申請します。

1. 公衆浴場の名称：
2. 公衆浴場の所在地：
3. 公衆浴場の種類：
4. 構造設備の概要：別表のとおり
5. 事業譲渡：営業を譲り受けたことを証する旨

添付書類

1. 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
2. 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書類
3. 公衆浴場の給水・給湯系統図、循環ろ過装置のある場合は循環ろ過系統図、構造設備の仕様書及び平面図
4. 普通公衆浴場にあつては、当該普通公衆浴場を中心とした半径280メートルの地域内の見取図
5. 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査成績書の写し

※事業譲渡により当該事業を譲り受けた者は、申請書中3及び4の事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。

※事業譲渡により当該事業を譲り受けた者は、申請書中の添付書類2から5までのうち変更がない場合に限っては当該添付書類を省略することができる。

別表

構 造 設 備 の 概 要

敷地面積	m ²	建築面積	m ²	建築様式 (構造)	
換気及び採光又は照明の状況					
使用水の種類	浴槽水	水道水 ・ 井戸水 ・ 温泉水 ・ その他			
	上がり用湯水	水道水 ・ 井戸水 ・ その他			
	飲用水	水道水 ・ 井戸水 ・ その他			
構造設備の状況	男女の区別				
	脱衣室の床面積	男	m ²		
		女	m ²		
	洗い場の床面積	男	m ²		
		女	m ²		
	浴槽の有効面積	男	m ²		
		女	m ²		
	飲料水を供給する設備	男	箇所		
		女	箇所		
	浴室の床面の傾斜及び材料	/100			
	浴室の床面、内壁及び浴槽の耐水性				
	給湯栓及び給水栓	男	箇所		
女		箇所			
浴槽の側壁の高さ					
便所	男	箇所	流水式	有 ・ 無	
	女	箇所	手洗設備		
サウナ室又はサウナ設備	種類	サウナ ・ 岩盤浴 ・ その他 ()			
	男女の区別				
	床面、内壁及び天井の耐熱性				
	床面の傾斜	/100			
	蒸気又は熱気に対する安全措置	有 ・ 無			
	給気口及び排気口	有 ・ 無			
	温度調節設備	有 ・ 無			
	室内を容易に見通すことができる窓	有 ・ 無			
	温度計及び非常用ブザーその他の通報装置	有 ・ 無			

第2号様式（第3条関係）

公衆浴場営業相続承継届出書

年 月 日

四日市市保健所長

届出者
住所 〒

氏名

生年月日
被相続人との続柄

TEL

公衆浴場の営業者の地位を相続により承継しましたから、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 公衆浴場の名称及び所在地

添付書類

1. 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
2. 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第3号様式（第4条関係）

公衆浴場営業合併承継届出書

年 月 日

四日市市保健所長

届出者
事務所所在地 〒

名称
代表者氏名
TEL

公衆浴場の営業者の地位を合併により承継しましたから、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 3 合併の年月日

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し

第4号様式（第5条関係）

公衆浴場営業分割承継届出書

年 月 日

四日市市保健所長

届出者
事務所所在地 〒

名称
代表者氏名
TEL

公衆浴場の営業者の地位を分割により承継しましたから、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 公衆浴場の名称及び所在地

2 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

3 分割の年月日

添付書類

分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

第5号様式（第6条関係）

公衆浴場営業許可申請書（承継届出書）記載事項変更届出書

年 月 日

四日市市保健所長

届出者

住所（法人にあつては所在地）

〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

TEL

次のとおり変更しましたから、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

1 公衆浴場の名称及び所在地

2 公衆浴場の種類

3 変更事項

変更前	
変更後	

4 変更の年月日

添付書類

施設変更の届出にあつては、変更前及び変更後の公衆浴場の給水・給湯系統図、循環ろ過装置のある場合は循環ろ過系統図、構造設備の仕様書及び平面図

第6号様式（第6条関係）

公衆浴場営業停止届出書

年 月 日

四日市市保健所長

届出者

住所（法人にあつては所在地）

〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

TEL

公衆浴場営業の全部（一部）を停止しましたから、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

1 公衆浴場の名称及び所在地

2 公衆浴場の種類

3 停止の理由

4 停止期間

第7号様式（第6条関係）

公衆浴場営業廃止届出書

年 月 日

四日市市保健所長

届出者

住所（法人にあつては所在地）

〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

TEL

公衆浴場営業を廃止しましたから、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

1 公衆浴場の名称及び所在地

2 公衆浴場の種類

3 廃止の理由

4 廃止年月日

添付文書

公衆浴場営業許可証

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の四日市市公衆浴場法施行細則の規定に基づいて作成した申請書の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(健康福祉部衛生指導課)